

7 サービス利用料金

①保険給付サービス利用料金

保険給付サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 要介護度別に応じて定められた金額(省令により変更あり)から介護保険給付額を除いた金額が利用者負担額になります。</li> <li>● 1ヶ月ごとの包括費用(月定額)です。</li> <li>● 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。</li> </ul>
	<p>月途中から登録した場合、又は月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払い頂きます。 (登録日とは利用者と事業所が契約を締結した日ではなく、サービスを実際に利用開始した日。登録終了日とは利用者と事業所の利用契約を終了した日。)</p>

◎小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護(地域区分・2級地…1単位あたり10.88円)

サービス区分	算定区分	給付単位(単位)	料金(円)	1割自己負担利用料(円)	2割自己負担利用料(円)	3割自己負担利用料(円)	
要支援1	月	3,418	37,187	3,719	7,437	11,156	
要支援2		6,908	75,159	7,516	15,032	22,548	
要介護1		10,364	112,760	11,276	22,552	33,828	
要介護2		15,232	165,724	16,572	33,145	49,717	
要介護3		22,157	241,068	24,107	48,214	72,320	
要介護4		24,454	266,059	26,606	53,212	79,818	
要介護5		26,964	293,368	29,337	58,674	88,010	
初期加算	日	30	326	33	66	99	
看取り連携体制加算		64	696	70	140	210	
認知症加算(Ⅰ)	月	800	8,704	871	1,741	2,613	
認知症加算(Ⅱ)		500	5,440	544	1,088	1,632	
看護職員配置加算(Ⅰ)		900	9,792	980	1,959	2,940	
看護職員配置加算(Ⅱ)		700	7,616	762	1,524	2,286	
看護職員配置加算(Ⅲ)		480	5,222	523	1,045	1,569	
訪問体制強化加算		1,000	10,880	1,088	2,176	3,264	
総合マネジメント加算		1,000	10,880	1,088	2,176	3,264	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		総単位数×					0.102
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)							0.074
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)							0.041
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)							0.015
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)						0.012	

- 月毎の包括料金（一部除く）のため、利用者の体調不良や状態の変化等により（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、または（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割引または増額は致しません。
- 月途中から登録した場合、または月途中で登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払い頂きます。なおこの場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、7-①「保険給付サービス」の記述のとおりです。
- 要介護認定をうけていない場合等、いったんサービス料金を全額お支払頂く場合があります。その場合は後日、お住まいの市町村役場で申請して頂くと、サービス利用料金の9割または8割が払い戻されます（償還払い）。その申請に必要な「サービス提供証明書」を発行します。
- 利用者に提供する食事及び宿泊に係る費用は別途徴収致します。（下記「②その他のサービス利用料金」を参照）
- 介護保険から給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて利用者の負担額を変更します。
- 登録日より30日の期間は、初期加算が加算されます。30日を超える入院をされた後に再び開始した場合も同様です。
- 認知症加算は、日常生活自立度がⅡの分類に該当する者は認知症加算（Ⅱ）が、Ⅲ以上の分類に該当する者は認知症加算（Ⅰ）が算定されます。
- 看護職員配置加算は、事業所に常勤で専従の看護師が配置されている場合は看護職員配置加算（Ⅰ）が、常勤で専従の准看護師が配置されている場合は看護職員配置加算（Ⅱ）が、常勤換算法で1名以上の看護職員が配置されている場合は看護職員配置加算（Ⅲ）が算定されます。
- 計算是概算です。実際の請求では多少の誤差が生じますのでご了承ください。

## ②その他のサービス利用料金

以下の金額は利用料金の全額が利用者の負担になります。

食事代	利用者に提供する食事に要する費用です。（消費税別） 朝食 250円 昼食 400円 夕食 500円 おやつ 150円
宿泊に要する費用	利用者に提供する宿泊サービスの宿泊に要する費用です。 1泊 3,000円
送迎費（地域外）	通常の実業の実施地域以外の利用者に対する送迎及び交通費です。 当事業所より1km未満 無料 当事業所より1km以上2km未満 500円 当事業所より2km以上 700円
訪問サービス時 駐車場代	訪問サービス実施において、施設車両を使用して利用者の自宅へ訪問する必要がある、かつ利用者の自宅敷地内の駐車が不可能のため近隣駐車場に施設車両を駐車させる必要がある場合は、訪問サービス時駐車場代として係る費用の実費を徴収致します。
レクリエーション費	利用者の希望によりレクリエーション活動に参加して頂くことができます。 ● レクリエーション費 材料代等の実費を頂きます。
複写物の交付	利用者は、サービスの提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合は実費をご負担頂きます。
日常生活において 必要となるものの費用  (運営規程第10条第2項(6))	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 洗濯費 200円/1回 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通い利用時 … 利用者の希望により、利用初回から対応可能。</li> <li>・ 宿泊利用時 … 1泊目の初回のみ無料（宿泊費に含む）。1泊目の2回目の洗濯実施より当該費用を徴収します。</li> </ul> </li> <li>● 日用品費 日用品費について、通い・宿泊利用者ともに利用者の希望・選択があった場合、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、石鹸等の消耗品について下記のとおり徴収します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通い利用時 50円</li> <li>・ 宿泊利用時 50円</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 利用者個人でご用意された日用品を使用される場合、当該費用は発生致しません。</li> <li>※ 通い・宿泊サービスを連続して利用される場合、上記金額の合算額（100円）の徴収となります。</li> </ul> </li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>● リネン・寝具類交換費（宿泊利用者のみ）          宿泊利用者に対し、汚染等によりリネン・寝具類を交換する必要がある場合に、下記についてその費用を徴収します。         <ul style="list-style-type: none"> <li>・枕カバー 50円</li> <li>・包布 100円</li> <li>・シーツ 100円</li> </ul> </li> <li>● 小規模多機能サービス情報交換事務費          利用開始初月のみ、事業所と利用者及びそのご家族等と、利用者のサービス利用に係る情報共有のための費用を徴収します。         <ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡帳代 100円</li> <li>・連絡袋代 200円</li> </ul> </li> </ul>
おむつ代、その他利用者に係る個人の薬代、嗜好品等	実費となります。

※ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に内容の変更する事由について、変更を行う日から2ヶ月前までにご説明します。

※ サービス利用のキャンセルの場合、利用予定日の前日までに当該利用についてのキャンセルの申し出がなかった時は、上記費用の一部をご負担して頂くことがあります。